

平成20年11月26日

平成21年3月期 第2四半期決算の概況について

明治安田損害保険株式会社（取締役社長 山本 和雄）では掲題について別添資料によりお知らせいたします。

《添付資料》

○平成21年3月期 第2四半期決算の概況



平成20年11月26日

平成21年3月期 第2四半期決算の概況

会社名 明治安田損害保険株式会社 URL <http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>
 本店所在地 東京都千代田区神田司町2丁目11番地1
 代表者 役職名 取締役社長
 氏名 山本 和雄
 問合せ先責任者 役職名 収益管理部長
 氏名 松崎 順一 TEL (03)3257-3341
 連結決算の有無 無
 親会社名 明治安田生命保険相互会社 親会社における当社の株式保有比率 100%

1. 経営成績 (平成20年4月1日～平成20年9月30日)

	正味収入保険料	経常利益	中間(当期)純利益
	百万円	百万円	百万円
平成20年9月中間期	6,943	1,102	610
平成20年3月期	13,929	1,472	1,258

	1株当たり中間 (当期)純利益	正味損害率	正味事業費率
	円 銭	%	%
平成20年9月中間期	1,526.91	41.1	46.1
平成20年3月期	3,146.40	44.5	52.3

(注1) 中間期の経営成績は当中間期より開示しております。

(注2) 金額は記載単位未満を切り捨てており、諸比率は四捨五入により表示しております。また、マイナスの場合は△表示しております。以下の諸表も同様であります。

$$\text{○正味損害率} \dots \frac{\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}}{\text{正味収入保険料}} \times 100$$

$$\text{○正味事業費率} \dots \frac{\text{諸手数料及び集金費} + \text{営業費及び一般管理費}}{\text{正味収入保険料}} \times 100$$

なお、営業費及び一般管理費は保険引受に係るものに限ります。

2. 財政状態 (平成20年9月30日現在)

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
平成20年9月中間期	98,586	72,390	73.4	180,977.03
平成20年3月期	98,918	72,007	72.8	180,018.34

(注) 中間期末の財政状態は当中間期より開示しております。

3. その他

(1) 中間財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更 (中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの)

- ① 会計基準等の改正に伴う変更: 無
 ② ①以外の変更: 無

(2) 発行済株式数 (普通株式)

- ① 期末発行済株式数 平成20年9月中間期 400,000株 平成20年3月期 400,000株
 ② 期末自己株式数 平成20年9月中間期 —株 平成20年3月期 —株

【定性的情報・財務諸表等】

1. 経営成績に関する定性的情報

当中間期の日本経済は、米国・欧州の景気減速や原油価格の高騰などを背景に企業業績が悪化したほか、雇用・所得環境の軟化や物価高の影響で個人消費が伸び悩んだことなどから、減速基調が強まりました。7月以降は、サブプライム問題に端を発した米大手証券会社の破綻など、世界的な金融危機が進行しました。企業や消費者の心理は冷え込み、平成14年2月から続いてきた戦後最長の景気回復期が終焉を迎え、景気後退期に入ったことがほぼ確実な情勢となりました。

このような情勢のもと、当中間会計期間の経営成績は次のとおりとなりました。

保険引受収益が73億51百万円、資産運用収益が4億31百万円となり、経常収益は77億85百万円となりました。一方、保険引受費用が47億48百万円、営業費及び一般管理費が19億23百万円となり、経常費用は66億83百万円となりました。

この結果、経常利益は11億2百万円となりました。経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税、ならびに法人税等調整額を加減した中間純利益は6億10百万円となりました。

2. 財政状態に関する定性的情報

当中間会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べて3億32百万円減少し、985億86百万円となりました。純資産については、前事業年度末に比べて3億83百万円増加し、723億90百万円となりました。

当中間期の損益状況

(単位：百万円)

科 目	当中間会計期間 〔平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで〕	
	元受正味保険料（含む収入積立保険料） （元受正味保険料）	7,531 (7,457)
保 險 引 受 収 益 （うち正味収入保険料） （うち収入積立保険料）	7,351 (6,943) (74)	
保 險 引 受 費 用 （うち正味支払保険金） （うち損害調査費） （うち諸手数料及び集金費） （うち満期返戻金）	4,748 (2,481) (375) (1,334) (344)	
資 産 運 用 収 益 （うち利息及び配当金収入）	431 (497)	
資 産 運 用 費 用 （うち有価証券売却損）	0 (0)	
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 （うち保険引受に係る営業費及び一般管理費）	1,923 (1,868)	
そ の 他 経 常 損 益	△8	
経 常 利 益 （保険引受利益）	1,102 (733)	
特 別 利 益	0	
特 別 損 失	9	
特 別 損 益	△9	
税 引 前 中 間 純 利 益	1,092	
法 人 税 及 び 住 民 税	699	
法 人 税 等 調 整 額	△217	
中 間 純 利 益	610	
諸比率		
正味損害率	41.1%	
正味事業費率	46.1	

(注1) 中間期の損益状況は当中間期より開示しております。

(注2) 保険引受利益＝保険引受収益－(保険引受費用＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)±その他収支
なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

種目別保険料・保険金

1. 元受正味保険料（除く収入積立保険料） （単位：百万円，％）

種 目	当中間会計期間 〔平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで〕	
	金 額	構 成 比
火 災	269	3.6
傷 害	5,919	79.4
自 動 車	△0	△0.0
自動車損害賠償責任	—	—
賠償責任	587	7.9
労働者災害補償責任	331	4.4
その他の	349	4.7
合 計	7,457	100.0

2. 正味収入保険料 （単位：百万円，％）

種 目	当中間会計期間 〔平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで〕	
	金 額	構 成 比
火 災	173	2.5
傷 害	5,587	80.5
自 動 車	0	0.0
自動車損害賠償責任	403	5.8
賠償責任	280	4.0
労働者災害補償責任	315	4.5
その他の	182	2.6
合 計	6,943	100.0

3. 正味支払保険金 （単位：百万円，％）

種 目	当中間会計期間 〔平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで〕	
	金 額	正 味 損 害 率
火 災	68	57.3
傷 害	1,515	31.4
自 動 車	141	21,343.0
自動車損害賠償責任	518	128.5
賠償責任	32	14.3
労働者災害補償責任	104	38.2
その他の	100	67.1
合 計	2,481	41.1

（注1） 中間期の種目別保険料・保険金は当中間期より開示しております。

（注2） 正味損害率は正味支払保険金に損害調査費を加えて算出しております。

中間貸借対照表

(単位：百万円、%)

科 目	当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		前事業年度末に係る要約貸借対照表 (平成20年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資 産 の 部)				
現 金 及 び 預 貯 金	2,155	2.19	3,702	3.74
有 価 証 券	86,969	88.22	85,639	86.58
貸 付 金	19	0.02	21	0.02
有 形 固 定 資 産	3,854	3.91	3,896	3.94
無 形 固 定 資 産	2,104	2.13	2,188	2.21
そ の 他 資 産	2,121	2.15	2,455	2.48
繰 延 税 金 資 産	1,361	1.38	1,014	1.03
貸 倒 引 当 金	△0	△0.00	△0	△0.00
資 産 の 部 合 計	98,586	100.00	98,918	100.00
(負 債 の 部)				
保 険 契 約 準 備 金	24,026	24.37	24,080	24.34
支 払 備 金	4,697		4,964	
責 任 準 備 金	19,329		19,116	
そ の 他 負 債	2,007	2.04	2,684	2.71
未 払 法 人 税 等	735		498	
そ の 他 の 負 債	1,272		2,185	
賞 与 引 当 金	135	0.14	129	0.13
特 別 法 上 の 準 備 金	25	0.03	16	0.02
価 格 変 動 準 備 金	25		16	
負 債 の 部 合 計	26,195	26.57	26,910	27.21
(純 資 産 の 部)				
資 本 金	52,000	52.75	52,000	52.57
資 本 剰 余 金	8,730	8.86	8,730	8.83
資 本 準 備 金	8,730		8,730	
利 益 剰 余 金	11,459	11.62	10,848	10.97
そ の 他 利 益 剰 余 金	11,459		10,848	
繰 越 利 益 剰 余 金	11,459		10,848	
株 主 資 本 合 計	72,189	73.22	71,578	72.36
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	201	0.20	428	0.43
評 価 ・ 換 算 差 額 金 等 合 計	201	0.20	428	0.43
純 資 産 の 部 合 計	72,390	73.43	72,007	72.79
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	98,586	100.00	98,918	100.00

(注) 中間貸借対照表は当中間期より開示しております。

(貸借対照表の注記)

1. 会計方針に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - ① その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、中間会計期間の末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - ② その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。
- (2) 有形固定資産の減価償却は定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法により行っております。
- (3) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によるおります。
- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- (5) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、勘定科目主管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- (6) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、中間会計期間末の支給見込額を基準に計上しております。
- (7) 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に準じて計上しております。
- (8) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によるおります。
- (9) 消費税等の会計処理は税抜方式によるおります。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によるおります。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 保険業法施行規則の改正により、当中間会計期間から「其他負債」中の「未払法人税等」及び「其他の負債」を内訳表示しています。
3. 貸借対照表に計上した有形固定資産及び無形固定資産のほか、複写機並びに印刷機及びシュレッダー等の一部についてはリース契約により使用しております。

4. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、（ロ）に掲げる保険を除く）	5,608百万円
同上にかかる出再支払備金	1,256百万円
差引（イ）	4,351百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	346百万円
計（イ+ロ）	4,697百万円

- (2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	8,153百万円
同上にかかる出再責任準備金	1,388百万円
差引（イ）	6,764百万円
その他の責任準備金（ロ）	12,564百万円
計（イ+ロ）	19,329百万円

5. 中間会計期間の末日後に、当中間会計期間が属する事業年度(当中間会計期間を除く。)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当中間会計期間 〔平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで〕	
	金 額	
経 常 収 益	7,785	
保 険 引 受 収 益	7,351	
(うち正味収入保険料)	(6,943)
(うち収入積立保険料)	(74)
(うち積立保険料等運用益)	(66)
(うち支払備金戻入額)	(266)
資 産 運 用 収 益	431	
(うち利息及び配当金収入)	(497)
(うち積立保険料等運用益振替)	(△ 66)
そ の 他 経 常 収 益	2	
経 常 費 用	6,683	
保 険 引 受 費 用	4,748	
(うち正味支払保険金)	(2,481)
(うち損害調査費)	(375)
(うち諸手数料及び集金費)	(1,334)
(うち満期返戻金)	(344)
(うち責任準備金繰入額)	(213)
資 産 運 用 費 用	0	
(うち有価証券売却損)	(0)
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 用	1,923	
そ の 他 経 常 費 用	10	
経 常 利 益	1,102	
特 別 利 益	0	
特 別 損 失	9	
税 引 前 中 間 純 利 益	1,092	
法 人 税 及 び 住 民 税	699	
法 人 税 等 調 整 額	△217	
中 間 純 利 益	610	

(注) 中間損益計算書は当中間期より開示しております。

(損益計算書の注記)

1. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	7,965百万円
支払再保険料	1,021百万円
差引	6,943百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	2,640百万円
回収再保険金	158百万円
差引	2,481百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	1,490百万円
出再保険手数料	156百万円
差引	1,334百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	△306百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△68百万円
差引(イ)	△237百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	△29百万円
計(イ+ロ)	△266百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	90百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△190百万円
差引(イ)	281百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	△68百万円
計(イ+ロ)	213百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	414百万円
貸付金利息	0百万円
不動産賃貸料	80百万円
その他利息・配当金	3百万円
計	497百万円

2. 1株当たりの中間純利益は1,526円91銭であります。

算定上の基礎である中間純利益及び普通株式に係る中間純利益は610百万円、普通株式の期中平均株式数は400千株であります。

潜在株式調整後1株あたりの中間純利益の額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日） (単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
前事業年度末残高	52,000	8,730	8,730	10,848	10,848	71,578	428	428	72,007
中間会計期間中の変動額									
中間純利益	—	—	—	610	610	610	—	—	610
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	-227	-227	-227
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	610	610	610	-227	-227	383
中間会計期間末残高	52,000	8,730	8,730	11,459	11,459	72,189	201	201	72,390

(注) 中間株主資本等変動計算書は当中間期より開示しております。

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は以下のとおりであります。

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末
発行済株式	400,000	—	—	400,000
普通株式	400,000	—	—	400,000
合計	400,000	—	—	400,000

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

有 価 証 券

(単位：百万円)

種 類	当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)			前事業年度末 (平成20年3月31日現在)		
	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
公 社 債	86,547	86,862	315	84,857	85,528	671
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	99	100	0	99	101	1
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	86,647	86,963	316	84,957	85,630	672

(注1) 中間期末は当中間期より開示しております。

(注2) 上表は時価のあるその他有価証券について記載しております。

ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

	前事業年度末 (平成20年3月31日現在)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	85,309	86,385
資本金又は基金等	71,578	72,189
価格変動準備金	16	25
危険準備金	13	13
異常危険準備金	6,040	6,267
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	605	284
土地の含み損益	850	1,056
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	6,204	6,548
(B) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	2,690	2,597
一般保険リスク (R ₁)	1,050	1,048
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	6	6
資産運用リスク (R ₄)	1,095	1,016
経営管理リスク (R ₅)	65	62
巨大災害リスク (R ₆)	1,101	1,070
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	6,342.6	6,651.5

(注1) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、「資本金又は基金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額であります。

(注2) 中間期末のソルベンシー・マージン比率は当中間期より開示しております。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。
 - ①保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を(一般保険リスク)除く。)
 - ②予定利率上の危険 : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険(予定利率リスク)
 - ③資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等(資産運用リスク)
 - ④経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの(経営管理リスク)
 - ⑤巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険(巨大災害リスク)
- ・ 「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

※平成23年11月21日付の『「平成23年3月期 決算の概況について」等の一部訂正について』の内容を反映しています。

－参考資料－

証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資の状況

①特別目的事業体（SPEs）

該当なし

②債務担保証券（CDO）

該当なし

③商業用不動産担保証券（CMBS）

該当なし

④レバレッジド・ファイナンス

該当なし

⑤その他

当社ではサブプライムローン関連の商品への直接投資はありません。

以上